

【エッセイ】

企業の品格

荒木 映子

耐震強度偽装、東横インの不正改造、と建築業界の倫理観を疑いたくなる大事件が相次いでいる。企業というのは自己利益の追求をおおっぴらに目的としてかかげることのできる唯一の組織体であるらしいが、社会制度や市民社会の倫理を無視して、その目的が正当化されるものではない。企業が「法人」である以上、生きた人間同様、社会的、倫理的責任を持って行動するモラル主体であることが、企業倫理の立場から昨今特に求められている。そんな機運を意にも介さぬ、建築がらみのこんな事件を身近に体験した。

一昨年の夏新築マンションを買った。いろいろな理由からまだ入居していない。南のベランダが駐車場に面していたが、一年も経たないうちに、駐車場の持ち主がそこに賃貸マンションの建設を計画した。日照時間や建物の高さ規制等、建築基準法にはかろうじて抵触しないとはいえ、日陰になる時間が格段に長くなる住戸や、採光のいいはずの南ベランダ一面に新しい建物の壁がせまる住戸ができることになり、住環境は大きく変わってしまう。これは日本中でしょっちゅう起こっている問題であろう。ただ、購入したマンションの施工業者と、新たに建つマンションの設計・施工業者が同一の建設会社というのはあまり多くないかもしれない。この件を通して、三つ問題点を指摘したい。

一つめは、合法的であることが即道徳的ではないということ。たとえ建築基準法の規制に適合していたとしても、日照や眺望の妨害等、個別具体的には種々の被害が生じることが多い。被害を少しでも減らしてほしい

と建設計画の変更を求めても、聞く耳を持つかどうかは、建築する側の良心にかかっているのが現状だ。相手が悪ければ、文句を言わないのがモラルだとばかり、合法をたてに押し切られる。自治体の中には条例を設け、開発業者に対して、関係市民と誠意を持って話し合うよう指導をしているところもあるが、法的規制力はない。

二つめは、自治体に開発事業の申請をしてから、許可がおきるまでのルートが形式化していること。役所は事業者に対して、関係市民に十分事業の説明を行うよう指示は出せても、形式的に書類が整っていれば、その内実にくら問題があっても、チェック機能が働かないような仕組みになっている。事業者は有利な報告のみを提出して、トラブルがないかのように書類上装えるのだ。トラブルがわかったとしても、役所は民事介入になるのを恐れて手出しができない。

三つめは、同じ建築会社が、以前請け負って建てたマンションに被害が及ぶような事業をなりふりかまわず引き受けたばかりか、きわめて不誠実な対応に終始したこと。マンション住民は対策委員会をつくって要望を提出したが、設計変更はしないとの一点張りで、合意もみないまま、許可がおきるやさささと建設を始めてしまった。このような道義にもとる行為は会社組織だからできることで、一市民としてならできることではない。

ある個人または企業の利益の追求が市民に害を及ぼす場合、それを最小限にくいとめる倫理的見地が導入されるべきではないか。たとえば、イギリス法のエクイティ（資本主義社会の法規範ともいうべきコモン・ローでは救済が与えられない事件に、正義と衡平の見地から救いの手をさしのべる法体系）のように、合法的であっても酌量を加えるような手だてではできないものだろうか。また、財産権が憲法で守られているなら、マンション購入者に消費者保護がなされてしかるべきではないか。倫理観と誇りを持って企業が仕事に打ち込むようにしたら仕向けられるのか。利益を最優先にせず、環境に配慮し、耐久性のある建築物を作るよう何らかの指針を設けられないものか…等々、数十年で使い捨てを前提にした住宅、貧しい日本の住宅事情、魅力のない町並みを見るにつけ、素人なりにいろいろ

ろ考える。安全で快適で美的な住環境をつくるために、法律、建築、芸術、経済やビジネスにまたがる専門家と行政とが一体となって早急に取り組んでほしい。

法人化以降の大学の倫理がどのようになるのかも非常に気にかかるところである。